

3 . 組 合 会 会 議 規 程

三 菱 製 紙 健 康 保 險 組 合

組 合 会 会 議 規 程 目 次

第 1 条（総 則）	3 頁
第 2 条（議員の席次）	3 頁
第 3 条（議員の着席）	3 頁
第 4 条（議案及び報告書の配布）	3 頁
第 5 条（開会の宣言）	3 頁
第 6 条（会 期）	3 頁
第 7 条（規則の疑義その他）	3 頁
第 8 条（議案の決議）	3 頁
第 9 条（第 1 読会）	3 頁
第 10 条（第 2 読会）	3 頁
第 11 条（第 3 読会）	3 頁
第 12 条（委員による議事審議）	3 頁
第 13 条（動議の採択）	4 頁
第 14 条（建議の提出）	4 頁
第 15 条（否決動議及び建議）	4 頁
第 16 条（組合会における発言）	4 頁
第 17 条（理事の発言）	4 頁
第 18 条（討論の秩序）	4 頁
第 19 条（採決の順序）	4 頁
第 20 条（採決の宣言）	4 頁
第 21 条（可否の表明）	4 頁
第 22 条（表決の方法）	4 頁
第 23 条（表決の宣言）	4 頁
第 24 条（組合会欠席の届出）	5 頁
第 25 条（会議中の秩序）	5 頁
第 26 条（傍 聴 人）	5 頁
第 27 条（傍聴人の秩序）	5 頁
第 28 条（傍聴禁止）	5 頁
第 29 条（傍聴人の指導）	5 頁
附 則	5 頁

第1章 総 則

第1条（総 則）

三菱製紙健康保険組合（以下「組合」という。）組合会の会議に関しては、健康保険法、同法施行令及び規約に規定してあるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条（議員の席次）

議員の席次は議長の定めるところにより、任期間これを据え置く。

補欠議員の席次は前任者の席次による。ただし、補欠のため同時に議員となった者が2人以上あるときは、その席次は議長の定めるところによる。議員の定数増加により選定又は互選議員の席次は、議長の定めるところによる。

第3条（議員の着席）

議員の着席は合図でこれを報ずる。

第4条（議案及び報告書の配布）

議案又は報告書は、開会前にこれを配布しなければならない。

第5条（開会の宣言）

会議を開く時は、議長が、開会の旨を宣告しなければならない。

議案又は報告書は議長が付議した後、組合の事務職員にこれを朗読させる。ただし、議長の意見により朗読を省略することができる。

第6条（会 期）

会期を定めて招集した会議の場合、議長は次回の会議日程及び開会の時間を定めて、これを会議に報告しなければならない。

会議日程に定めた議事につき、当日会議不能のとき、又はその議事の審議未了のときは、議長は更に会議日程を定めてこれを会議に報告しなければならない。

第7条（規則の疑義その他）

この規程の疑義その他会議中議題外に起った事項は、議長がこれを決する。但し、議長において重要であると認める事項は会議にはかりこれを決することができる。

第2章 読 会

第8条（議案の決議）

議案は三読会を経て確定する。

ただし、議長は会議にはかり第二読会又は第三読会を省略することができる。

第9条（第一読会）

第一読会においては、議案の大体について審議し、第二読会を開くかどうかを決定しなければならない。

第10条（第二読会）

第二読会においては、議案の条項を逐次審議する。

ただし、議長は会議にはかり、条項の順序を変更し、又は数条項を一括し、もしくは1条項を分割して議事に付することができる。

第11条（第三読会）

第三読会においては、議案全体の可否を議決する。

第12条（委員による議事審議）

特に審議を要するものがあるときは、議長は第一読会において会議にはかり、互選した委員により、これを審議させることができる。

2. 前項の規定により、委員に議事を付託したときは、その報告をまって第二読会を開く。

第3章 動 議 及 び 建 議

第13条（動議の採択）

動議は出席議員の過半数以上の賛成者がなくてはこれを議題としない。

第14条（建議の提出）

建議案を提出しようとするときは、3人以上の賛成者と連署した文書を議長に提出しなければならない。

ただし、事項の簡単なものは、議長の許可を受けて議場において、これを述べることができる。

第15条（否決動議及び建議）

否決された動議又は建議は、その会期中は再びこれを提出することはできない。

第4章 発 言 及 び 討 論

第16条（組合会における発言）

議長が開会を宣告しない間は、議案について議員は発言することはできない。

2. 議員は、発言しようとするときは、起立して議長と呼び、自己の氏名又は席次番号を告げ、議長の許可を受けなければならない。

3. 2人以上同時に発言を求めるときは、議長はその1人を指名して発言させなくてはならない。この場合においては、議員の発言の前後について、異議を申立てることはできない。

第17条（理事の発言）

理事が発言を求めるときは、議長は直ちに許可しなければならない。ただし、このために議員の発言を中止させることはできない。

第18条（討論の秩序）

討論は議題外にわたることはできない。議長は議員の討論が冗長にわたり、又は不必要の論議と認められるときは、これを制止し、若しくは討論の終了を宣することができる。

第5章 採 決

第19条（採決の順序）

否決の動議は、修正動議に先立ち採決しなければならない。

2. 修正の動議は、原案に先立ち採決しなければならない。

同一の議題につき、修正の動議が数件提出されたときは、議長は原案の趣旨に最も遠いと認めたものから順次採決しなければならない。

3. 否決の動議及び修正の動議が総て否決されたときは、原案につき採決しなければならない。

第20条（採決の宣言）

議長において採決しようとするときは、その議題及び採決すべき旨を会議に宣告しなければならない。

2. 前項の宣言をした後は、その議題については、議員は発言することはできない。

第21条（可否の表明）

会議に列席する議員は、採決すべき議題につき可否を表明しなければならない。

第22条（表決の方法）

表決の方法は、起立又は挙手の方法による。

ただし、議長の意見により他の方法を用いることができる。

第23条（表決の宣言）

議長は、表決の結果を宣告しなければならない。

第6章 秩 序

第24条（組合会欠席の届出）

欠席議員は、定刻前にその事由を書面で議長に届出なければならない。

第25条（会議中の秩序）

議員は、会議中私語その他議事を妨げる言動をしてはならない。

2. 会議中この規則に違反し、その議場の秩序をみだす議員があるときは、議長はこれを制止し、命に従わないときは、当日の会議の終るまで発言を禁止し又は議場外に退出を命ずることができる。
3. 議場が喧騒となり、整理困難のときは、議長は当日の会議を中止し又はこれを閉じることができる。

第 7 章 傍 聴

第 26 条（傍 聴 人）

組合会の会議を傍聴しようとする者は、身分証を受付係に提出したうえ入場しなければならない。

第 27 条（傍聴人の秩序）

傍聴人は、静粛を旨とし、会議の言論に対して公然と可否を表明したり又は雑談をしたり若しくは喧騒にわたり、その他会議の妨害となるような行為をしてはならない。

2. 前項に違反する傍聴人があるときは、議長はこれを制止し、従わないときは退去させることができる。

第 28 条（傍聴禁止）

議長より傍聴禁止の宣告があったときは、傍聴人は直ちに退場しなければならない。

第 29 条（傍聴人の指導）

傍聴人は前 2 条に定めるもののほか、すべて議長その他係員の指導に従わなければならない。

附 則

この規則は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。